

岩手県告示第773号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成20年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 一関市
- 2 事業の種類 市道駅東前堀線新設工事（岩手県一関市中里字荒谷地内）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県一関市中里字荒谷地内
 - (2) 使用の部分 岩手県一関市中里字荒谷地内
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県一関市字樋渡地内から同市中里字荒谷地内までの延長1,056m区間(以下「本件区間」という。)を全体計画とする「市道駅東前堀線新設工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

従って、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

市道駅前前堀線(以下「本路線」という。)は、道路法第8条の規定により一関市長が市道に認定した路線であり、同法第16条の規定により一関市が本路線の道路管理者であることから、起業者は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

従って、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本路線の機能を担う道路として市道中里環状2号線が供用されている。当該道路は、一関市北東部の中里地区と東部の一ノ関駅東地区を結ぶ幹線道路である。

中里環状2号線の一関市五十人町地内から同市中里字照井地内までの1,025m区間は、歩道のない最小道路幅員4.0mと狭小な道路で交通量に対して交通容量が小さいうえ、家屋連たん地区でもあることから地域住民の域内交通と通過交通の混在により朝夕の通勤・通学時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生している。

下之橋橋梁地点(右岸)において、平成17年度調査した交通量は4,060台/12h(5,075台/日)であり朝夕の通勤・通学時間のピーク時においては、混雑度は2.34に達するなど円滑な自動車交通が阻害され、幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

本件事業が完成して、主要地方道県道一関大東線に接続することにより市道中里環状2号線の自動車交通が本件区間に転換することから、交通渋滞の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び岩手県環境影響評価条例(平成10年条例第42号)に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、振動規制法(昭和51年法律第64号)により規制する地域の指定及び騒音規制法(昭和43年法律第98号)により規制する地域の指定を受けていることから、起業者が観測を実施したところ振動、騒音については、環境基準等を満足するものと評価されている。また、大気質についても自動車排出ガス測定局の測定結果によれば、環境基準等を満足するものと評価されている。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

岩手県環境生活部で策定している「岩手県自然環境保全指針」によると本件区間内の土地は、保全区分Eランク(自然環境

が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域)に位置付けられていることから、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法(昭和25年法律214号)による周知の埋蔵文化財は確認されていない。従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、市道中里環状2号線の交通混雑の緩和を目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)第4種第2級の規格に基づき新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成13年2月22日に決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

従って、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

3アで述べたように、中里環状2号線は、交通量が多く交通混雑が発生していることから本件事業をできるだけ早期に施行し、交通混雑を緩和する必要があると認められる。

また、一関市及び同市議会に対し本件事業の早期完成に関する請願が出されている。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所本庁